〇加藤 明議員 通告に従いまして質問を行います。

まず最初に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

指定管理者制度は、公民連携を図り、民間活力の導入を推進し、公の施設、いわゆる住民の福祉向上のために設置された施設を民間のノウハウなどを取り入れて、より利用しやすく、また便利な施設として活用し、市民サービスの向上などに努め、利用者数の増加を図ることなどを目的とし、導入された制度であります。その経緯は、小泉内閣当時の行財政改革において、民にできることは民でを基本とし、民間活力の導入を図るために、地方自治法第244条の2の公の施設の条文の改正を行い、2003年9月2日から施行されたものであります。制度導入開始以来おおむね20年が経過し、多くの自治体でも定着してきております。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために整備された施設であります。公の施設は、公共の利益のために、市民全般に対して均等に役務を提供することを目的に設置されるものでありますので、適正な管理が求められます。そのために、公の施設の運営につきましては、その公共性ゆえに、従来は公共団体や公共的団体等に委託先が限定されてきました。しかしながら、近年は法人格を有する様々な団体が設立もされてきておりますし、質の高いサービス提供能力が認められる団体が増加してきたことや、住民ニーズの多様化に効果的に対応するためには民間のノウハウの活用が有効であることから、管理の主体の法律上の制限が取り払われたものであります。ただし、地方公共団体が指定管理者制度を導入するためには、地方自治法第244条の2において必要事項が定められております。それは、第244条の2第3項で、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときであり、同第4項において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定め、同第5項では期間を定め、同第6項で議会の議決を経た後となっております。今議会にも、その指定管理者を指定する議案が上程されております。

この指定管理者制度のメリットとして、1点目として、指定管理者の企画やアイデアを生かして新しいサービスを提供できる環境が整い、利用者の満足度の向上、利用者数の増加などに結びつけられる。2点目として、指定管理者を公募することにより、競争原理による経費の縮減効果が期待できる。一般的には以上のようなことが挙げられております。

一方、デメリットとしては、1点目として、日常的な運営を指定管理者が行うために、市民の声が直接行政に届きにくくなる。2点目として、経費縮減の優先度が上がり過ぎるとサービスの低下につながるおそれがある。3点目として、指定期間満了で指定管理者が交代した場合に、サービスの継続性や連続性が損なわれる可能性がある。以上のようなことが挙げられております。

そのようなデメリットを予防、防止するために、地方自治法におきましても、指定管理者は 毎年度終了後に事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないこととなってお りますし、今治市におきましても、モニタリング調査により、市民や利用者の声を聞き、評価 を行い、公表することとなっております。

この制度を取り入れることにより、本来の公の施設の機能を十分に発揮させる必要があります。そのためには、指定管理者が工夫を凝らした運営方法を行うことや、様々なイベントや事業を実施し、新しい試みなどを取り入れることにより、住民の福祉の向上に一層努める必要があります。こういったことを実現させるためには、受託する指定管理者の企業努力はもちろんでありますが、管理を行う事業者の従業員の質の向上も必要となります。そのためには、従業員の指導や教育が必要でありましょうし、またある意味で、モチベーションを引き上げるための待遇の改善等も必要と思います。その意味では、全体的に管理経費の削減とは相入れない面がありますが、長期的な発展のためには必要な取組であります。

昨今の国の動きとして、働く人々の働き方改革や賃金の増額などが取り上げられております。また、受託する指定管理者の母体としての組織が大きい場合には、組織内での人事異動やローテーションによって課題を吸収することが可能な部分もありますが、特に特命指定としての小さな組織体の場合にはそういったこともできない部分もあります。今後のことを考えますと、公の施設も、建設されて長い年月を経過した施設も多くあり、維持修繕費の増加や手入れの時間等も増加することが考えられます。今治市の中長期財政収支見通しを見ましても、将来的には財政も縮小傾向にあります。こうしたことを考えますと、今後、指定管理者制度としての取組も様々な課題が出てくることも想定されます。

そこでお伺いいたしますが、1番目として、現在の指定管理者制度導入施設の数と管理経費の総額について、及びそのうちの人件費の額と、人件費の基本的な考え方についてお伺いいたします。

次に、2番目として、指定管理者制度運営の基本的な考え方についてお伺いいたします。 続きまして、プロポーザル方式の入札についてお伺いいたします。

自治体の入札方式の一つであるプロポーザル方式の導入が全国的に広がっております。各自 治体のホームページを見ましても、愛媛県や県内他市においても、プロポーザル方式による入 札を行っている例が数多く見られます。プロポーザル方式は、一般的に、従来行われてきた競 争入札のように価格のみで判断するのではなく、業務を委託する上での新しい企画や実績に基 づく事業を提案する事業者を選定する方式として、近年多くの自治体で取り入れられておりま す。この方式を採用する場合、実施側、参加側双方にメリット、デメリットがありますが、プロポーザル方式は、業務を委託する上で最も適した提案者を選定する方式ですので、発注者側 は、手続を経て事業者を選定の後、実施する事業に対して協議を行うことにより、双方の意見 や希望を盛り込むことが可能であったり、事前に盛り込んでなかったことで新たな気づきがで きる可能性などがあります。一方、参加する事業者にとっては、提案書の作成に時間や労力が 必要であったり、高い企画力や高度な技術力が求められる負担がある一方で、価格競争だけに ならず、企画提案や技術力等の付加価値を盛り込んだ提案が可能で、自社の持つ総合力が発揮 され、創造的で多様な提案が認められる可能性があります。しかしながら、地方自治体が行う 契約につきましては、地方自治法第234条の条文におきまして、「売買、貸借、請負その他の 契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとす る」とあり、(いわゆる)プロポーザル方式は地方自治法に規定のない方式で、随意契約の一 つとして位置づけがされております。

そのように、制度上は随意契約による方法で契約を締結することは可能でありますが、地方 公共団体が行う調達は税金を原資とするものでありますので、競争性、透明性、公平性、公正 性等を確保することが原則であり、住民の目から、不適切な調達を行っているのではないかと の疑念を抱かれるようなことはあってはならないことですので、その運用については十分な注 意や配慮と説明責任が求められます。

令和3年4月9日、国土交通省から「公共工事の品質確保を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について(通知)」が発出されております。その中で触れられておりますのは、地方公共団体の入札及び契約の方法は、機会均等、競争性、公正性、経済性及び透明性の原則を図る必要から一般競争入札を原則とするものの、併せて、内容が技術的に高度であるもの、または専門的な技術が要求されるものであって、技術提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる場合にはプロポーザル方式の活用も推奨されておりますが、それを行う場合の注意点も示されております。それは、随意契約を締結することができる事由に該当するかどうかといったことや、契約の相手方を選定する必要性についての説明責任、またこれらの説明が十分果たされるような具体的な手続を設けることが注意事項として挙げられております。以上のように、プロポーザル方式には利点もありますが、課題や注意点も浮かび上がっていることがうかがわれます。

実施されている自治体の事例から、これらの課題に対しましてインターネットで検索してみますと、各自治体でそれぞれプロポーザル実施に関する規定やガイドラインが設けられていたり、近年、プロポーザル方式が多く採用されるようになって、その課題点も見受けられるため、行政監査の対象として監査が行われ、その実施報告なども各自治体で報告書が出されております。プロポーザル方式にも、公募型プロポーザル方式と指名型プロポーザル方式があります。松山市等の事例を見てみますと、公募型、指名型、両方が採用されているようでありますが、今治市のホームページの更新情報を見てみますと、今年度、4月以降10月末までに27件のプロポーザルが実施されておりますが、全てが公募型プロポーザルとなっております。今後も有用な制度として定着、発展させていくためにも、公平・公正な制度設計や点検が必要だと思います。

そこでお伺いいたしますが、まず1番目として、プロポーザル方式を採用するか否かの決定 に至るプロセスをお伺いいたします。

さきに述べましたように、地方自治法上では随意契約と位置づけられているものであります

ので、プロポーザル方式を採用する場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を締結することができる事由に該当することが必要であります。プロポーザル方式採用の決定について、起案書の決裁がどこでどのように行われているのか、その決裁に至るまでの手続をお伺いいたします。

2番目に、事業者の参加資格要件についてお伺いいたします。

今治市の公募型プロポーザルの参加資格要件について見てみますと、各案件によって少しずつ違いが見受けられます。多くの案件は住所要件はありませんが、中には、今治市内に本店、支店等を有し、当該本店、支店等に常勤の正規職員を置く者とあったり、入札参加資格に関する要綱の規定により入札参加資格者として認定されている者であったり、当該業務の契約締結までに上記入札参加資格を取得することができる者との表記だったりします。参加資格要件の統一したものがあるのかどうか、所管課で作成しているので、このような違いが出るのかどうか、お伺いいたします。

3番目に、選定委員会についてお伺いいたします。

各案件の実施要領の中のその他の項目の中に、プロポーザル選定委員会の委員が関係する事業者は参加できませんとありますが、選定委員会の委員の選定はどのように行われているのか、またどのような構成メンバーとなっているのかお伺いいたします。

4番目に、見積限度額についてお伺いいたします。

それぞれの公募型プロポーザルの概要として見積限度額が示されておりますし、参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格としますとあります。企画提案型のプロポーザル方式としては、かなり高度な積算能力が必要かと思われますが、この見積限度額の積算方法についてお伺いいたします。

5番目に、契約についてお伺いいたします。

各実施要領の中の契約締結事務の中に、プロポーザルは当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について、当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとしますとあります。これは、先ほどから何度も申し上げておりますとおり、プロポーザル方式が随意契約の一類型である以上、当然と思いますが、提出された見積額の減額された例はあるのかどうかお伺いいたします。

6番目に、一者応札についてお伺いいたします。

今治市ホームページの更新情報を見てみますと、10月末までに27件のプロポーザルの実施に対して18件が一者応札となっております。これについて、プロポーザル実施の広報の仕方や実施時期、内容等について、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

以上です。

〇山岡健一副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 加藤議員御質問の指定管理者制度についてのうち、2番目の指定管理者制度 運営の基本的な考え方についてお答えさせていただきます。

公の施設の管理に当たり、民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図りながら、併せて 競争原理による経費の節減も図ることを目的として、本市におきましては、平成19年度に指定 管理者制度を本格導入し、以来16年が経過しております。その間、指定管理者制度の導入施設 を順次拡大した結果、今日では、図書館をはじめ、スポーツ、観光、福祉の施設などにおい て、幅広く民間に管理運営を担っていただいており、市民の雇用の場の創出にもつながってい るところでございます。

図書館を例に挙げますと、同制度導入以降、移動図書館の島嶼部への運行や、従来は休館日であった月曜日を月1回開館するなど、サービスの向上に取り組んでいただいております。同様に、他の施設におきましても、開館時間の延長、利用者から要望のあった備品の購入など、様々な声をいち早く捉えて迅速に対応することで、利便性が高まっていると認識してございます。

一方で、施設の規模や特性、地域性によっては事業者参入が見込みづらく、指定管理者制度 の導入に至っていない施設もございます。コロナ禍での利用者の減少や物価高騰の影響による 管理費の増加、施設の老朽化に伴う修繕費の増嵩など、指定管理施設を取り巻く環境はここ数 年で厳しさを増しており、情勢の変化に対応して新たに取り組むべき課題も多くございます。

本市といたしましては、設置者の責務として、そうしたリスクの全てを指定管理者に転嫁するようなことはすべきではないと考えており、コロナ禍の減収補塡やエネルギー価格高騰に対しまして、国の交付金を活用しながら、可能な限りの支援を行っているところでございます。指定管理施設のサービス向上には優れた人材の確保が不可欠でございます。設置者として、指定管理者には、物価高騰などによる管理費増加のしわ寄せを従業員の賃金などに及ぼすことのないようしっかりと要請いたしますとともに、設置者と指定管理者それぞれが果たす役割について十分に協議を重ねながら、市民が真ん中のぬくもりのあるサービスの提供と効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁をさせていただきます。

〇木原元喜総務部長 加藤議員御質問のうち、指定管理者制度についての1番目及びプロポーザル方式の入札について、私からお答えさせていただきます。

まず1番目、本市におきまして、指定管理者制度を導入している施設は、令和5年4月1日時点で64施設ございます。また、管理経費と人件費の額でございますが、いずれも指定管理者からの報告によりますと、64施設の管理経費の総額は、令和4年度の単年度で約18億500万円。このうち、人件費につきましては、約8億4,000万円でございました。これに対し、指定管理料として今治市が支出した委託料は約10億3,400万円で、これに利用料金など、独自の収入も

加えまして、施設を運営していただいております。

指定管理料に係る人件費につきましては、配置する職員の人数や役職に応じ、今治市職員の 平均給与を参考に積算をしてございます。なお、指定管理料には人件費相当額を示しておらず、 施設に配置する職員の処遇につきましては、指定管理者の裁量に委ねているところでございま す。

本市といたしましては、指定管理者における施設の管理運営が適正に行われているかどうか、 毎年モニタリングを実施し、その都度、協議を行いながら改善を図ってきたところでございま すが、今後も、指定管理者に対し、適正な管理運営経費の計上に努めてまいりたいと考えてお ります。

次に、プロポーザル方式の入札についてお答えいたします。

プロポーザル方式の入札は、事業者から提示されました事業提案を客観的、総合的に評価し、 契約候補者を選定しようとするもので、価格のみの競争ではなく、契約候補者からの提案を基 に、発注者と受注者が協議・調整を行った後に契約を行うことから、発注者の要望を反映しや すく、質の高い業務内容を期待することができるといったメリットがあり、全国的にもプロ ポーザル方式を採用した事業の実施は増加してございます。

本市におきましても、今治版ネウボラ拠点施設整備の基本計画策定業務や文書管理・電子決済システムの導入構築業務などの実施に当たりましてプロポーザル方式を採用し、事業の進捗に努めているところでございます。

まず、御質問の1番目、プロポーザル方式を採用するか否かの決定に至るプロセスについて でございます。

本市におきましては、プロポーザルの標準的な指針や手続方法などを職員向けに示した今治市プロポーザル実施の手引きを作成しております。この手引に基づき、価格競争だけでなく、高い企画力や専門性などを求められるかどうかを担当部局において検討し、プロポーザル方式を採用する場合には実施要領等を作成の上、起案し、関係部局の合議等を経て決裁を行っております。

次に、2番目、プロポーザルの参加資格の要件につきましては、今治市暴力団排除条例など、各種法令等に基づき、参加資格を有しない者として、どの案件においても統一して規定をしておく必要があります。一方で、本社、支店、営業所等の設置要件のように、事業の地域性や内容、目的に応じ、個別に参加資格を定める必要もあることから、案件ごとに参加資格要件は異なってまいります。

次に、3番目、選定委員会の委員の選定及び構成につきましては、案件ごとに委員会設置要領を作成、プロポーザルの内容等を考慮し、公正に審査できる職員を委員として選定し、委員は5人以上で構成すること、原則、事業を担当する職員が構成員の過半数にならないことなどを取り決めており、担当部局のみの判断で選定することのないよう留意するとともに、加えま

して、地域性や専門性の高い案件につきましては、外部の委員も選定に加わることもございます。

次に、4番目、見積限度額の積算につきましては、事業の内容等から、参考の仕様書等を提示した上で事業者から参考見積書を徴取するなどして、適正な見積限度額を設定するよう努めております。

次に、5番目、プロポーザル方式での契約に当たりましては、契約候補者と事業の実施に必要な協議・調整を行い、契約金額を決定しております。その際、仕様が見直されることなどで、提出のあった見積金額が契約時に減額された件数は、令和4年度で、プロポーザル案件15件のうち2件、令和5年度では、10月末日現在で、27件のうち2件でございました。

次に、6番目、一者応札についてでございます。

公募型プロポーザルによるときは、一般的には参加資格を満たし、意欲があれば参加できる ものであり、多くの事業者に参加していただけるよう、募集期間等に留意し、ホームページで 広く公募した上でプロポーザルを実施しておりますが、公募の結果、参加者が一者の場合があ ります。その場合でも、選定委員会での審査を経た上で合格点に達しており、契約の目的を十 分に達成できると認められるときは適正な契約候補者であると判断をしております。

本市といたしましては、今後もより公正性、公平性、透明性、競争性、これを高めたプロポーザルが実施できるよう、先進自治体などの事例を研究し、またガイドラインの公表に向け、検討を進めるなど、行政サービスの多様化への対応手法の一つとして、プロポーザル方式の適切な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○山岡健一副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

- 〇加藤 明議員 議長。
- 〇山岡健一副議長 加藤明議員。
- **O加藤** 明議員 最初に、指定管理者制度でありますけれども、制度がスタートしておおむね 20年が経過する制度であります。スタートした当初と現在の社会情勢はかなり変化してきておりますし、先ほど市長の答弁にもありましたように、近年の大きな経済状況の変化等々もございます。そういった中で、ある意味で曲がり角といいますか、再度、原点に返って考えてみるいい機会ではないかと思います。今回、この定例会にも契約満了の指定管理の議案が上がっております。それぞれ、各委員会で十分な審議が行われるものと思いますので、そちらに譲りたいと思います。

また、プロポーザル方式につきましては、比較的新しい制度ということで、先ほど申し上げましたように、国土交通省も推奨している反面、一般的な注意点も掲げております。ある意味で、金額のみの入札ではなくて、いわゆる企画力を問う制度ということで、かなり裁量の幅も

ございます。裁量があるがゆえに、いい制度でもありますし、ある意味、危険な部分もございます。そういった意味で、事前の十分なガイドライン、先ほど答弁ありましたけれども、庁内向けのガイドラインのみでなく、やはり一般的に分かるガイドライン、取扱要綱、こういったしっかりしたものを決めていただいて、あくまでも原資は、税金でありますので、説明責任、また情報公開を十分できるような制度として、よりよい制度となるよう、一層検討いただくように要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

〇内山葉子議員 それでは、通告に従い、質問させていただきます。

10年後の持続可能な農業を見据えた取組についてでございます。

現在、農家全体が5年間で約30万戸のペースで減少しており、2030年には約40万戸になると予想されています。一方、法人の農業経営体は5年間で4,000法人程度のペースでの増加が続いており、2030年には約4万法人になる見通しです。近年、農地の集約や法人化による営農規模の拡大など、農業の経営環境が大きく変化しています。スマート農業の導入により、少人数で高収益を実現できるチャンスも訪れました。本市は、10年後の持続可能な農業を見据えて、生産だけでなく、6次産業化や農業の高付加価値化など、取り組むべき課題について考察していただきたいと思います。

農業従事者が減少する一方で、農家一戸当たりの営農面積は増加しています。農作業の生産性を高めて生き残っていくためには、ICTやロボット技術などの積極的な導入が必要です。情報機器や通信回線、各種ソフトウエア、プログラムなどのICT技術を農業に取り入れることで、農作業の大幅な省力化が実現します。ロボット技術も高度化しており、農業用機械はもちろん、人の作業負荷を軽減するアシストスーツにも応用されています。GPSや制御装置を搭載した自動運転トラクターなどの農作業機械が実用化されており、2021年時点では有人監視での自動作業が実現しています。将来的には、AI(人工知能)による制御で無人運転が可能になり、遠隔監視による省力化が実現するでしょう。また、内閣府では、人とモノをネットワークでつなぐIoTという技術を活用して、知識や情報を共有して、新たな価値を生み出すSociety5.0を推進しています。農業分野でも、収集、蓄積した気象情報や作物の生育情報などを収穫量の設定や作業計画に反映させる取組が始まっています。農作業に関する情報もデータに残せるため、ノウハウ共有にも効果を発揮するでしょう。

収穫目標の実現に取り組む例では、ドローンに搭載したセンサーを通じて圃場の情報を把握し、作物の生育情報を見える化する技術も実用化されています。生育不良の場所にピンポイントで施肥することで、肥料代などのコストを削減できるだけでなく、作物の品質のばらつきを減らせるのがメリットです。市場情報や消費者の嗜好などの情報をビッグデータで入手、分析し、営農計画に反映させることで、食料の安定供給や消費の活性化にもつなげられます。農家と消費者・流通関係者とをアプリなどのコミュニケーションシステムでつなぎ、それぞれの立場で得た情報を分析することで、ニーズに合った農作物の栽培を検討できるようになります。その結果、フードロスを未然に防ぎ、作物の価格の安定化にもつながるでしょう。

このように、5年後、そして10年後も農業経営を続けるためには、前述したような最新技術を農作業に取り入れ、作業の省力化を進めていくことが大切です。事業や販路の拡大を検討する際も、農業関係者以外からも幅広く情報を収集し、市場への訴求方法やタイミングなどを慎重に見極めるようにしていく必要があります。農家の高齢化や後継者問題が慢性化する中、生産向上のためのスケールメリットを生かして、機械化によるスマート農業の取組が必要だと思

いますが、新しい技術や機械の導入には多額の費用がかかります。

そこで、1番目、本市は、その取組についてどうお考えかお伺いいたします。

新規就農者は毎年5.5万人前後で推移していますが、基幹的農業従事者の約7割が65歳以上であることが分かります。そして、新規就農者は、2015年の6.5万人をピークに、2020年には5.4万人と減少が続いています。基幹的農業従事者は、2015年は175.7万人が2020年では136.3万人と、約40万人減少しています。日本人の平均寿命は、男性81.64歳、女性87.74歳であり、このままの状態だと、2030年には基幹的農業従事者が約76万人となることが予想されています。

基幹的農業従事者の年齢分布も確認してみました。年齢層、29歳以下の基幹的農業従事者は約1.5万人、農業従事者の若返りに至っていないのが現状です。この若者の従事者の減少要因は、まだまだ農業だけで食べていけない、家族を養っていけないと思うからでしょう。それもあると思います。2番目、そこで、専業農家の労働力が4割減少する予測の中、若者を含む新規就農者への農業技術の継承及び指導が急務でありますが、どうやって新規就農者を増やしていくつもりなのか、見解をお伺いいたします。

そして、やはり新規就農者にとって1番のハードルは設備投資です。まだ預貯金が少ない若者が新規で就農できるようなきっかけづくり、補助金を手厚くする、または無利子で市が設備投資資金を貸与するなど、思い切った施策が今後は必要かと思います。3番目、最後に、6次産業化による販路拡大についてお尋ねします。

作物を市場に出荷するだけではなく、加工品を販売したり、収穫などの体験を提供したりする6次産業化も販路拡大には有効です。ニンジン農家の例では、規格外のニンジンをジュースやミートソースなどに加工して独自のブランドで販売する方法が考えられます。果樹農家を中心に、収穫体験や食事、スイーツなどを楽しめる観光農園を運営して、消費者のコト消費につなげる事例も数多く見られます。自治体や企業と包括協定を結んで、地域の活性化や新商品の開発、農産品のブランディングに乗り出す事例も増えています。通年で収益を得るチャンスにもつながり、農業経営の安定にもつながるでしょう。6次産業化で成功して知名度を獲得している農家も多いため、新規参入に当たっては、斬新なアイデアが求められます。持続可能な農業のためにも、6次産業化による販路拡大には、自治体が株式会社今治あきない商社でふるさと納税返礼品としてバックアップしたりなど、本気を見せてほしいのですが、どのような所見かお聞かせください。

鳥獣被害対策の現状と今後の施策展開についてでございます。

現在、愛媛県では、イノシシによる農作物の被害状況は、令和4年度には約2億1,000万円と、ここ数年は高止まりの状況が続いております。そこで、愛媛県では、令和4年に第二種特定鳥獣管理計画「第5次愛媛県イノシシ適正管理計画」を策定しました。野生鳥獣による被害は、農業者にとって、農林作物への被害の深刻化、食害による直接な被害はもとより、生産意

欲の減退にもつながり、はたまた耕作放棄、最悪離農など、将来的に被害額以上の多大な影響を及ぼしかねません。また、市民の生活圏内にも出没し、通学中の児童生徒が襲われたり、車との衝突被害などが大きな社会問題となっています。産業振興、安全・安心なまちづくりの面からも重要な課題であります。

本市は、令和5年度から令和7年度の今治市鳥獣被害防止計画を立てています。被害の現状として、被害金額で言えば、圧倒的にイノシシの被害が大きい。例えば、イノシシの被害金額、令和3年度は3,245万円、目標値は、令和7年度は2,271万円であります。国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業で、内容として、捕獲補助と箱わな・囲いわな購入・貸出し、ICT捕獲機材購入・貸出し、わな免許取得助成がありますが、令和2年度実績は、総事業費139万4,000円、事業内容、箱わな20基、免許取得助成20名となっています。防護柵の設置などに関する取組として、農業生産被害対策事業への今治市の単独補助金は、令和2年度市補助金1,016万6,000円、電気柵66件、防護柵160件、箱おり6件、37基。令和3年度市補助金818万7,000円、電気柵48件、防護柵109件、箱おり8件、34基。令和4年度市補助金532万円、電気柵35件、防護柵64件、箱おり4件、10基。

また、今後の取組方針として、地域の状況に応じた集落主体の取組を推進しています。なぜ被害が起きるかなど、鳥獣害対策に必要な技術と知識の向上を図る。鳥獣にとって魅力的な餌場とならないよう、農地や集落環境を改善し、地域ぐるみで鳥獣害から守れる農地、守れる集落を目指す。現在の狩猟免許取得者の維持に努め、農林業者自身による捕獲を推進するため、狩猟免許取得を推奨し、新規取得者の育成を図るため、捕獲技術向上講習会などを実施し、捕獲圧を高める。併せて、捕獲個体の処理にかかる労力軽減につながる取組の検討をするとなっています。

この取組方針の中で、地域ぐるみで鳥獣害から守れる農地、守れる集落を目指すとありますが、防護柵などの設置後の管理など、隣接農地との合意形成が困難な地域が多く、個人で防護対策を実施しているため、地域全体での取組がなされていません。そのため、一部の被害は減っても、被害減少においては非効率的な状況にあります。被害の拡大を危惧しております。猟友会との連携を深め、より一層の対策強化に努めていただきたいと思います。

そこで、1番目、広域的な取組を推進し、効率的かつ計画的に地域ぐるみで防護柵の設置などを図る必要があると思われるが、この問題をどうしていくのか、所見をお伺いいたします。

今治市としても、有効な対策を打つべく、鋭意努力されてはいますが、農業者にとっては、 その成果としての生息数の適正管理、被害の軽減は実感しづらく、引き続き、鳥獣との長期に わたる安定的な存続は必要ですが、ますます危機感が高まっている状況であります。また、野 生鳥獣を人里に呼び込む要因の大きな1つに、高齢化、過疎化による農業の担い手の減少、農 作物の価格低迷などによる収益性の悪化などが考えられ、耕作地の管理不足や放棄地などによ る雑草の繁殖や未収穫作物の放置などが考えられますが、餌場、隠れ場をなくす生息環境管理 を具現化するためには生息状況調査が必要かと考えます。そこで、定点カメラの設置が必要か と思います。

2番目、そのような環境管理対策は行われているのか、生息環境管理を具現化するための対策について、どのようにお考えかお尋ねします。

3番目、被害が深刻な自治体の中には、目撃情報や被害情報をタブレット、スマートフォンによって収集、分析、公表するネットワーク型の鳥獣被害対策システムを導入し、関連情報を見える化することによって被害防止効果を上げている自治体もあります。実際に通報に至るのは重大性のある事案に限られ、いつ、どこで、どの鳥獣が出没しているのか、どんな被害が発生しているのか、自分の農地以外は知る由もありません。ICTを活用して現場の被害実態をできる限り反映されるよう、愛媛県、JA、自治会などで改善協議を行っていただきたいと思います。そこで、地域住民を鳥獣から守るためのネットワークシステム導入については、今後どのような所見か、お伺いいたします。

地域情報発信アプリ「MEQQE(めっけ)」の活用についてでございます。

本市も、地域情報発信アプリMEQQE(めっけ)の活用で、様々な分野の地域情報を地図と写真でテーマ別にまとめたブックという形で一覧できるようになりました。現在、今治市わくわく魅力スポット、今治市わくわくグルメスポット、今治市イベント情報、AEDステーション、朝倉校区通学路危険箇所マップの地域情報が網羅されているわけでありますが、このアプリ活用は、今治市の推し進めるDX推進の取組の事業の大きな一翼を担っていると考えます。しかし、今後、まだまだアプリの利便性を追求するための整備については様々な検討が必要かと思います。本市の市内在住、また観光で訪れる外国人の方への情報提供としてこのアプリを利用していただくためにも、利便性整備のため、多言語化整備も、今後、検討の余地が必要かと考えます。また、別の視点から検討するならば、スマートフォンなどで二次元コードを読み取れば、翻訳された文章を表示し、読み上げてくれる活用をアプリに導入している先進自治体もあります。文章の読み上げ機能もつけるならば、弱視や高齢の方など、広い意味でのバリアフリー対応が可能であるのです。

このように、今治市民はもとより、今治市を訪れる際の観光促進のためにも、おもてなしの心が必要であると思います。アプリの利便性を追求するための整備については、まだまだ様々な検討が必要かと思いますが、今後、今治市が愛媛県下のDX先進自治体ですばらしいモデルケースとなるよう、力を入れていっていただきたいと思います。今治市民が便利にかつ本市ならではの安心・安全な情報に価値を求め、このアプリを多く活用していくためにも、地方情報発信アプリMEQQE(めっけ)のさらなるコンテンツの充実及び活用展開が待ち遠しくもあるわけですが、1番目、今後、どのような活用展開をしていくのかについてお尋ねいたします。以上です。

〇山岡健一副議長 答弁を求めます。

〇徳永繁樹市長 内山議員御質問の持続可能な農業を見据えた取組のうち、1番目の生産性向 上のためのスマート農業の取組について答弁させていただきます。

高齢化や後継者不足に悩む農業の現場では、依然として人手に頼る作業や、熟練者のノウハウが不可欠な作業が多く、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化、精密化を図り、高品質な農作物を生産するスマート農業の導入が喫緊の課題となっております。本市におきましても、スマート農業をハード・ソフトの両面から支援することが必要と考えており、既に様々な事業に取り組んでおります。

例えば、ハード面の支援策といたしまして、国や愛媛県の補助事業に加え、本市独自の補助制度も創設して、ラジコン草刈り機などのスマート農機具の導入経費の一部を助成しております。また、愛媛県やJAおちいまばりと連携し、上浦地区の災害復旧園地におきまして、ドローンによる病害虫の防除や、気象情報と遠隔かん水装置を連動させるシステム導入など、果樹園地におけるスマート農業の拠点づくりにも取り組んでいます。

一方、ソフト面におきまして、本年6月、デジタル人材の育成やスタートアップ支援に実績を持つ株式会社SUNABACOの誘致によって、農業分野におけるIT利活用人材の育成にも弾みがつくものと大いに期待しております。未来の今治市の農業を見据え、成長産業化に向けた収益力の向上と担い手の育成・確保を図るため、国や愛媛県の支援策も十分に活用しながら、今後もスマート農業の導入支援に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

〇若宮 浩産業部長 内山議員御質問の10年後の持続可能な農業を見据えた取組についてのうち、2番目の新規就農者への農業技術の継承及び指導についてと、3番目の6次産業化による販路拡大についてお答えさせていただきます。

まず、2番目の新規就農者への農業技術の継承及び指導についてでございます。

今治市では、国の経営開始資金事業や経営発展支援事業等を活用し、愛媛県や農業協同組合と協力しながら、新規就農者の育成及び経営の確立を支援しております。特に、平成29年度に大三島に開設された越智今治農業協同組合の新規就農サポートセンターでは、毎年安定的に研修生を受け入れ、新規就農者を輩出しております。一方で、本市における新規就農者は非農家の方が多く、必要な農地の確保は、農家の後継者と比べ、ハードルが高くなっていることが課題となっているため、農業委員や農業協同組合の協力の下、高齢により耕作できなくなった農地を新規就農者に引き継ぐ体制を構築しております。愛媛県・今治市・農業協同組合から成るサポートチームにより、営農に関する相談、助言など、きめ細かな支援を行うことで、新規就農者のスムーズな経営の確立を図り、新規就農しやすい環境整備に一層努めてまいります。

次に、3番目の6次産業化による販路拡大についてでございます。

生産者が加工、流通、販売まで一貫した管理を行う6次産業化の取組については、独自のブランド化により、直売所や観光農園のほか、加工品を活用した飲食店を経営するなど、生産者

所得の向上につながっているという成功事例がございます。その一方で、農作物の加工に係る 設備投資や人件費等のランニングコストが負担となり、厳しい経営が続いているとの事例をお 聞きすることもあります。今治市といたしましては、6次産業化を目指される方には、国、愛 媛県の支援制度等の活用をサポートするほか、新たに開発された商品につきましては、商品の 魅力を広く発信し、株式会社今治あきない商社と連携しながら、ふるさと納税返礼品への活用 などで支援させていただきたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策の現状と今後の施策展開についてでございます。

まず、1番目の地域全体での取組についてでございます。

野生動物による農作物被害を防ぐためには、農地を野生動物から守る被害防除、増え過ぎた 野生動物を捕獲する捕獲、集落を野生動物の餌場にしないことや、集落に簡単に近づけないよ うにする生活環境管理の3本柱に総合的に取り組むことが大切でございます。これらは、集落 ぐるみで行うのが最も効果的ですので、愛媛県・農業協同組合・今治猟友会・今治市で構成す る協議会と連携し、地域の皆さんにも共通意識を持って取り組むよう啓発に努めるとともに、 地域単位の鳥獣被害対策に関する相談があれば、適切に助言や支援をさせていただきたいと考 えております。

次に、2番目の生息環境管理を具現化するための対策についてでございます。

農地の周辺に鳥獣を誘引する隠れ場所や餌場を与えないことは、地域の個体数を低減させる 観点からも重要と考えます。ドローンや定点カメラなどを活用し、イノシシ等の生息状況の把 握、分析に努め、担い手と農地とのマッチングにより、すみかとなっている耕作放棄地の解消 や地域住民の活動組織が行う進入路となっている竹林の整備の支援など、イノシシ等の被害に 遭いにくい地域づくりの支援に取り組んでまいります。

次に、3番目の地域住民を鳥獣から守るためのネットワークシステム導入についてでございます。

市街地にイノシシ等が出没した場合、愛媛県、今治警察署、今治猟友会などの関係機関と連携して適切な対応を行うとともに、市民に対して、今治市の公式LINEや学校のメール連絡網マチコミを通じて出没情報を発信するための体制を整えております。今後は、他の自治体の事例などを参考に、有害鳥獣のデータベース化・見える方などについて、関係機関と協議しながら研究してまいります。

以上でございます。

○森 聖二総合政策部長 内山議員御質問の地域情報発信アプリ「MEQQE (めっけ)」の 今後の活用についてお答えさせていただきます。

本市におきましては、誰もがスマートフォンなど、手のひらの上で豊かな地域情報を知ることができる便利なまちをつくることを目指し、今年8月16日に株式会社ジザイめっけと連携協定を締結いたしました。MEQQE(めっけ)は、地域情報を地図と連動させたデジタルブッ

クとしてまとめて発信できる点が特徴で、12月1日時点で7つのデジタルブックを作成し、地域情報の発信を行っております。

先ほど、内山議員より御紹介いただきました各種のブックのほかに、11月には、「Blue -CleanImabari~今治市のキレイな砂浜ブック~」として、海岸ボランティア清掃団体の活動情報を共有、発信できるブックを公開いたしました。これは、8月に今治市で開催された地方創生インターンシッププログラム「TURE-TECH」において、全国から選ばれた<math>31名の意欲の高い学生の皆さんが、今治市の職員や地域の方々、事業者へのヒアリングを行い、フィールドワークを重ねた中で生まれたアイデアを形にしたものでございます。また、朝倉小学校通学路危険箇所マップをモデルケースとして、教職員及び地域の方々や保護者の声を取り入れながら、今後は、他の小中学校でも同様の危険箇所マップの作成に取り組んでまいります。

さらに、現在準備中のコンテンツといたしまして、今治市指定避難所、美術館・博物館イベント、村上海賊構成文化財などのブックも作成中でございまして、今年度中の公開を目指しております。今後もさらにMEQQE(めっけ)のコンテンツを充実させ、本市の多様な情報を今治市内外に向け、幅広く発信してまいります。

以上でございます。

〇山岡健一副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

- 〇内山葉子議員 議長。
- 〇山岡健一副議長 内山葉子議員。
- ○内山葉子議員 私は、2022年9月にオーガニックビレッジ宣言についてただし、愛媛県でも一番早く手を挙げていただきたいと要望いたしました。何度も言ってまいりましたが、農林水産省が2021年5月に策定したみどりの食料システム戦略の中の持続可能な食料システムの構築、これが急務となっていることを踏まえて策定したものであります。有機農業についての数値は、2050年までに耕地面積の25%を有機農地にすると、数値目標を掲げて意思を示したものです。これまで進めてきた個々の農業者の育成などに加え、市町村に主導していただく取組を進めることで、農業生産のみならず、流通や加工、販売などを含む一体的な取組を差し当たり、2025年までに自治体単位でオーガニックビレッジ宣言、2030年までに、有機農業を推進する自治体を全市町村の1割以上とするという内容のものでした。ありがたいことに、本市も愛媛県で一番早く宣言する目標を掲げ、現在、オーガニックビレッジ宣言に伴う様々な施策として今治市有機農業実施計画を策定中でありますが、私はこの前述した取組の中に、ぜひ有機米の自給率100%を目標に掲げること、こちらを新しい取組とし、力を入れていただきたいと思います。

以前にも述べましたが、千葉県いすみ市は、学校給食を100%有機米にしたおかげで、今や

全国から、この有機米の需要が多くなっています。大手通販サイトでも販売されております。 今回は、10年後の持続可能な農業全体を考える上で、有機農業のみならず、モデル的な先進地 域づくりが必要でありますので、質問させていただきました。

スイスは、食料自給率を39%から10%上げました。スイスと日本は過去、同じ食料自給率でした。日本とスイスは山岳地帯が7割となっております。若手に手厚く補助することで、若い人材がどんどん増しています。国からの収入補助が出るのは65歳まで、平均年齢は49歳、世代交代を促しているわけです。

現在の本市の農業指導についてもお尋ねしたわけですが、本市自体も有機農業の受講講座を作り、本年度は新規受講者も増加してきていると聞いております。これを機と捉え、もっと回数を増やし、周知に力を入れ、今後、まずは外形として、この有機農業の無料の専門講座をもっと充実させていただきたいし、自治体が率先して牽引すべき時だと思います。今後、若い人材を育てていくには、戦略的価値の高い職業に就くことを誇りに持つような講座を持つべきだと思いますし、農業の教育を、本市にはもっと力を注いでいただきたいと思います。

農業問題は、農家の問題だけではなく、私たち、命の問題です。その価値を分かってもらえるような、これから、農業の教育も必須かと思います。

そして、6次化についてお尋ねしました。食料生産についての価値を地域で消費者が動いて、地域の生産者を支えていく、このような経済循環を強く望みます。答弁にも、積極的に6次産業の取組として、ふるさと納税の返礼品として使っていただける。こうやって生まれた食品が数多く見られるようになってくると、今後、6次産業化の取組を一気通貫で支援していただける、このような政策、これからも大いに期待しております。

鳥獣被害対策の現状と今後の施策展開についてでありますが、今までやっていなかった積極 的な施策を展開してくださると答弁をいただきました。一つ一つ具現化していただきたい、そ のように思います。

次ですが、地域情報発信アプリ「MEQQE (めっけ)」の今後の活用についての御答弁、 ありがとうございます。

それぞれの自治体がこのDX推進に力を入れてきているわけでありますが、行く行くは、このMEQQE(めっけ)というアプリの充実を図ることにより、愛媛県下の各自治体が、こんなアプリ機能はすばらしいという見本として取り入れてもらえるような、このMEQQE(めっけ)がモデルケースになればいいなと思います。そうすれば、愛媛県全域でこのMEQQE(めっけ)という1つのアプリで情報を共有できる部分が大いに出てくると思います。何個もダウンロードせずに済むわけですから、自治体をまたぎ、使用されるほうがとても便利です。さらなるコンテンツの充実によって、県内他市町はもとより、愛媛県外、国外からの観光客に向けての注目アプリとなりますよう、今後の活用展開のさらなる充実を要望いたします。

以上で質問を終わります。

〇上村悦男議員 通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、不登校児童生徒への支援ということに絞り、質問をさせていただきます。

令和5年10月4日に、文部科学省から、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表されました。この調査は、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また不登校児童生徒への適切な支援につなげていくために、毎年実施されているものです。不登校について、今回の調査結果を見てみると、令和4年度の不登校児童生徒数は約29万9,000人、うち、学校内外で指導、相談等を受けていない児童生徒数は約11万4,000人で、どちらも過去最多となっております。また、令和3年度の結果と比較してみると、約5万4,000人、22.1%増加しており、不登校児童生徒への支援が急務となっております。

この調査結果を受け、国は本年10月17日に不登校・いじめ緊急対策パッケージを取りまとめ、公表するとともに、不登校児童生徒全ての学びの場の確保や早期発見等に係る支援を強化するため、令和5年度補正予算に不登校児童生徒等の学び継続事業と早期発見・早期支援事業を計上いたしました。また、11月17日には文部科学省初等中等局長通知を全国に発出し、不登校の児童生徒への支援について、改めて基本的な考え方を周知いたしました。

そこでお伺いいたします。

まず1番目、今治市における不登校の現状について質問します。

全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向にあると思いますが、平成30年度調査から令和4年度調査までの5か年間における今治市の不登校児童生徒数の推移はどのようになっているか、不登校の要因と併せ、お聞かせください。

次に、2番目、不登校支援の現状について質問します。

全国では、不登校児童生徒の61.8%に当たる約18万4,000人の児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導等を受けておりますが、約4割に当たる児童生徒が相談・指導等を受けていない現状があります。今治市の場合、適応指導教室、フリースクールなど、学校外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合、2つ目、保健室、サポートルームなど、学校内の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合、3つ、学校内外の機関等で相談、指導等を受けていない不登校児童生徒の割合はそれぞれどのようになっているかお聞かせください。

次に、3番目、不登校児童生徒を持つ家庭への助成について質問します。

不登校児童生徒を持つ親の会で言われることは、学校への登校が難しいのであれば、子供が 社会的に自立できるよう、適応指導教室やフリースクールに通わせてやりたい。しかし、補助 金等の助成がなければ、フリースクールに続けて通わせるのは経済的に容易ではないというこ とです。保護者の皆さんの多くは、我が子が早く元気を取り戻し、人との関わりを大切にしな がら、毎日の生活やこれからの人生を楽しむことができるよう、我が子にしっかりと寄り添い、 できることは何でもやってやろうと必死で頑張っておられます。こうした親の思いを受け止め、 東京都や草津市、甲賀市などでは、例えば、月4万円という上限を決め、収入の状況に応じて 民間のフリースクールに通う児童生徒の家庭を助成する制度を設けております。市長が掲げる 誰一人取り残さない教育を推進するためには、一人一人に応じた多様な支援を行い、教育の機 会を確保することが重要であると考えますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、4番目、ICTを活用した学習支援について質問します。

不登校児童生徒を持つ親の会でもう一つ言われることは、GIGAスクール構想で1人1台端末をせっかく整備したのだから、学校に行けないときなどに、家で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講できたり、中学校で採用しているスタディサプリを使って個々の進度に合わせた学習ができたりするように、今治市で統一した運用を図ってほしいということです。先日視察させていただいた高知市では、いわゆる文房具としての活用が望まれるタブレットは原則持ち帰りとし、AIドリルを使って、自分の進度に合わせた学習がいつでもどこでもできるようにしているそうです。今治市の場合、タブレットの持ち帰りは各校の判断に任せているようですが、今治市としてタブレットの持ち帰りを原則とすることや、家でのタブレットの活用など、不登校児童生徒に対するICTを活用した学習支援について、教育委員会はどのように考えておられるか、見解をお聞かせください。

最後に、適応指導教室「コスモスの家」について質問します。

今治市では、平成17年に今治市適応指導教室条例を定め、今治市天保山町に適応指導教室「コスモスの家」を設置し、不登校児童生徒の支援や保護者に対する相談活動を行っております。本年11月20日に開催された総合教育会議において、教育委員会から、不登校児童生徒の居場所としての適応指導教室「コスモスの家」を令和6年度に充実させる計画であると説明されておりましたが、具体的にどのように事業展開される予定なのかお聞かせください。

なお、国は、令和5年度補正予算、不登校児童生徒等の学び継続事業で、教育支援センター (適応指導教室)と不登校児童生徒の在籍校をつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ る体制を構築して学校との連携体制を強化するため、教育支援センターのICT環境を整備す ることにしております。

以上です。

- 〇山岡健一副議長 答弁を求めます。
- ○徳永繁樹市長 上村議員御質問の不登校児童生徒への支援についてのうち、3番目、不登校 児童生徒を持つ家庭への助成についてお答えをさせていただきます。

本市におきましても、不登校児童生徒は年々増加しておりまして、その対応は喫緊の課題となっておりますことから、私は、市長就任以来、誰一人取り残すことのない学びの実現を目指し、不登校対策の支援に取り組んでまいりました。

例えば、令和3年度に愛媛県のモデル校に指定されました立花中学校での校内サポートルー

ム設置事業の成果を横展開するため、令和4年度に、本市独自の取組といたしまして、愛と心をつなぐ不登校対策事業を創設し、今治市内の小中学校4校に不登校対策支援員を配置、さらに今年度からは新たに今治市内の全中学校14校に拡大し、支援の充実を図っております。また、各小学校にチャレンジルーム、中学校にはサポートルームを設置し、空調設備の整備も行ったほか、支援員を配置している学校については電子黒板も配備いたしております。こうした取組により、チャレンジルーム、サポートルームを利用する児童生徒は、今年度10月末時点で、小学校47名、中学校103名、合計150名に上っております。

また、ここでは、教師や支援員が児童生徒一人一人に寄り添いながら丁寧な指導を継続することで、出席日数が増えたり、他の児童生徒などと新たな人間関係を構築する経験を通じて、 社会性やコミュニケーション能力を育むことにもつながっていると、保護者の皆さんからも大変高い評価をいただいているところでございます。

一方、不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中、新たな課題として、学習意欲、生活意欲の向上や社会との関わりへとつながる学校外での居場所づくりも求められてきております。教育委員会では、そうした居場所となる施設の一つであります民間のフリースクールについて、施設の運営状況などを十分に把握した上で、出席と認めることのできる施設であるかどうかの判断をしており、10月末現在で2施設、該当する児童生徒は10名となっております。

さらに、愛媛県のフリースクール連携推進事業補助金の対象施設に今治市が独自で上乗せ補助する制度を今年度創設しておりまして、今後もしっかりと不登校傾向にある子供たちの支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○小澤和樹教育長 上村議員御質問の不登校児童生徒への支援についてのうち、1番目の今治 市における不登校の現状について、2番目の不登校支援の現状について、4番目のICTを活 用した学習支援について及び5番目の適応指導教室「コスモスの家」について、私からお答え いたします。

1番目の今治市における不登校の現状についてでございます。

令和4年度、全国での不登校児童生徒数は29万9,000人となり、10年連続で増加し、過去最多となっております。本市におきましても、不登校により、30日以上欠席した児童生徒数は、平成30年度は94名、令和元年度は96名、令和2年度は114名、令和3年度は140名、令和4年度は195名と増加しております。

次に、不登校の主な要因として、学校生活上の影響、遊び・非行、無気力、不安など情緒的 混乱、意図的な拒否及び複数の要因が重なった複合等が考えられておりますが、一番多い要因 として、平成30年度は、小学校では複合が63%、中学校では無気力が36%となっておりました。 令和4年度は、小学校では複合28%、不安など情緒的混乱20%、中学校では、複合27%、無気 力26%となっております。依然として複合としての要因が多いものの、不安など情緒的混乱を 要因とする不登校児童生徒も増加しております。コロナ禍での生活環境の変化や行動制限による交友関係の築きにくさなどが背景にあると考えております。

次に、2番目の不登校支援の現状についてでございます。

本市の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、学校外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合は、小学校では54%、中学校では34%、学校内の施設で相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合は、小学校では23%、中学校では27%となっております。一方で、学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は、小学校では39%、中学校では45%となっております。

次に、4番目のICTを活用した学習支援についてでございます。

本市では、現在、長期休業中はタブレットを家庭に持ち帰って宿題等に活用するようにしておりますが、平日の持ち帰りについては、各学校の実情に応じて判断しているところでございます。タブレットについては、発達段階に応じた活用が大切になります。中学校においては、本年度、オンライン学習サービスを導入し、家庭学習をサポートする体制が整っておりますので、宿題や課題の出し方を工夫し、タブレットの持ち帰りを増やしているところでございます。不登校の児童生徒に対するICTを活用した学習支援については、サポートルームや家庭で授業をオンラインで視聴したり、オンライン学習サービスを活用して学習環境を保障したりするなど、本人のニーズに応じた多様な学習形態を用意しております。また、インターネット環境のない家庭に対して、オンラインを活用した家庭学習を支援するために、通信機器の貸出しも行っており、今後もICTを活用した学習支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、5番目の適応指導教室「コスモスの家」についてでございます。

本市では、学校以外における不登校児童生徒を支援する施設として、適応指導教室「コスモスの家」を設置し、社会的自立を目指して、相談員2名、訪問相談員3名、外部講師8名、スクールソーシャルワーカー1名を配置し、教育相談や学習指導を行っております。施設に入室している児童生徒は、様々な体験活動や学習を通じて自分に自信を取り戻したり、人との関わり方を学んだりすることができております。今後、適応指導教室は、入室希望者に対する支援と併せて、通所を希望しない場合においても訪問型支援を充実させるなど、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されております。教育相談活動やハード面等の充実を図り、誰もがつながりの持てる支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇山岡健一副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

〇上村悦男議員 議長。

〇山岡健一副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 市長からも教育長からも、とても丁寧な不登校児童生徒への支援があるということで、説明、答弁がございました。ただ、私が質問いたしました不登校児童生徒を持つ家庭への助成のうち、フリースクールに通う児童生徒の家庭を助成する制度についてはあまりお答えがなかったと思うので、改めてこのことについて質問をさせていただきます。

令和4年度調査での今治市の不登校児童数は、先ほど教育長から答弁がありましたように 195名で、そのうち、小学校が39%、中学校が45%、全国的には約4割が学校内外での指導または相談等を受けていないということです。義務教育の段階における普通教育に相当する機会の均等の確保等に関する法律(教育機会確保法)であったり、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)の趣旨から考えれば、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合を増やすことが大切だと考えます。

今治市の場合には、市長から御説明がありましたように、本当に学校内、サポートルーム、どんどん拡充してくださって充実したものになってきております。また、支援員等、多くの配置もしていただいております。ですが、やはり大切なのは、私は、不登校児童生徒を持つ家庭への助成、これが欠かせないと考えます。例えば、今治市の場合には、病気になりました。では、子供たち、小中、そして高校生まで、医療費の補助を行っております。不登校というのは、現状から言うと、誰にでも起こり得ることです。ですから、そういう子供たちに対して、もし不登校になった場合どうするのかということを行政として考えておく必要が私はあると考えます。例えば、先進市のように、月上限4万円、年48万円を学校内外での指導または相談等を受けていない児童生徒、これが、先ほどの今治市の現状で言えば、195名の約4割、約80人、この家庭に対して支援すれば、恐らく4,000万円弱でこの助成が私はできるのではないかと思います。先進市のように、収入によって補助率を変えれば、もっと低い事業費で実施できると思いますが、民間のフリースクール、今治市には2つ、昨年度、今年度で出来上がりましたが、そこに通う児童生徒を持つ家庭を助成する制度について、今現在、どのように考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

○徳永繁樹市長 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、学校外での居場所づくりについて、その必要性を 認めてございます。そして今年度から、愛媛県のフリースクール連携推進事業補助金の上乗せ ということで、間接的ではありますけれども、家庭への補助ということで理解してございま す。

今回、上村議員から様々なお声を頂戴いたしました。私どもも、そして教育委員会において も、先進と言われている地域の取組ということについて、情報も収集してございます。どうい う在り方がいいのかということについて、絶えず気づきと学びを繰り返しながら、不登校傾向 にある児童生徒の支援にこれからも鋭意取り組んでまいりたいと思っております。 以上でございます。

- ○山岡健一副議長 再質問はありませんか。
- 〇上村悦男議員 議長。
- 〇山岡健一副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 前向きな答弁をいただいてありがとうございました。ただ、愛媛県の助成ということのお話がありましたが、愛媛県の助成、結局、1年間の実績があって初めて助成が認められるという要件があるわけです。ですから、今年、フリースクール、今治市が2校認めておられますが、1年の経験があるのは1施設しかないわけです。だから、予算で20万円組まれていても、10万円しか実際には恐らく使われないと私はなるのではないかと思います。そういった現状もしっかりと考えていただいたり、あるいは、愛媛県が以前、こういった不登校児童生徒支援ということで、新型コロナウイルス感染症の予算を使って、いわゆる生活保護、準要保護の家庭に対して支援をしておりました。それが今はなくなっております。ぜひ、今治市独自で市長が言われたような取組をよろしくお願いします。

2つ目。どうしても、このICTを活用した学習支援について、私は再質問させていただけ たらと思います。

教育長から、発達の段階も考えて、学校の判断で持ち帰らせているという御答弁がありました。ここで押さえておいていただきたいのは、先ほども引用しましたが、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)、これには、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施について、御存じかと思いますが、1、自宅等で1人1台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待されること、2、不登校児童生徒が一定の要件を満たした上で、自宅等において、ICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上出席扱いとすることなどが書かれております。また、令和4年度調査では、不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとされた児童生徒数が全国で1万409人です。

このように、全国では、不登校児童生徒の支援策として、1人1台端末などのICTを活用した学習支援が広まりつつあります。不登校児童生徒支援対策だけではなく、他の児童生徒の学力向上、また教育委員会が課題として挙げられておりました家庭学習の習慣化、このためにも、1人1台端末の持ち帰りを今治市として原則とするという方針がやはり私は必要であると考えますが、改めて教育委員会の御所見をお伺いいたします。

○小澤和樹教育長 お答えいたします。

不登校児童生徒に対するICTの活用につきましては、これまでも、オンラインでの授業配信や出席確認、健康観察等に活用しているところですが、一般的には、ICTのタブレットの活用につきましては、学習の手だてを作ることが大事かと。宿題や課題を工夫して出すこと、

学習の仕方を子供たちに伝えること、そういったところを把握した上で、各教科担任、学級担任が子供たちに与えるという、そこの学校の取組を今、認めているところでございます。

上村議員おっしゃるように、今後の配慮を要する子供への取組に対してでございますが、中には、学校のこうあるべきという枠とか空気を、窮屈でしんどい、それで学校に来れていない児童生徒もいらっしゃいます。そういった子供に対して、全て一律にタブレットを配付するのはいかがなものか、そういったところも、やはり一番子供の実態を知っているのは学校の先生であり、校長であると思いますので、そういったところも確認しながら、今おっしゃられた先進的な取組も研究しながら、さらに、子供たちによりよい環境になるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○山岡健一副議長 再質問はありませんか。
- 〇上村悦男議員 議長。
- 〇山岡健一副議長 上村悦男議員。
- **○上村悦男議員** 小澤教育長からお話がありましたが、やはり愛媛県では松山市、先ほど言いました高知市、ICT、タブレットについては原則持ち帰りということで、全ての子供たちに様々な教育の機会が与えられるように努力されているわけですので、そういった先進地の事例、教育長がおっしゃられたように、検討も進めていっていただいて、ぜひ前向きに、このタブレットの持ち帰りについては検討していただけたらと思います。
- もう1点お伺いしますが、5番目に、適応指導教室「コスモスの家」という、この適応指導教室、平成17年に今治市は条例をつくったわけなんですが、今、国では教育支援センターという言葉を使われています。保護者の方の中には、適応、つまり、学校に行けないことが、我が子は不適応、適応できるように指導する、やはりそういうふうに取られている保護者の方たちもおられるわけです。早く、この平成17年度の条例というものを名称変更等も行って、子供たちが自立することが目的であるという不登校児童生徒への支援という観点、基本的な考え方に立って見直しをしていくことが必要だと私は思いますが、この条例の改定についてどうお考えになられるか、御所見をお伺いいたします。
- ○徳永繁樹市長 再々質問にお答えをさせていただきますが、全く通告がなかった項目かと思ってございます。
- 一般的なお話で恐縮なんですけれども、特別支援というお話もございます。特別支援学校というものがあります。京都市におきましては、京都市立総合支援という学校になってございます。特別な配慮が必要だという認識が本人や保護者の皆さんにどういう影響を与えるのか。そして、今回、上村議員が投げかけていただいたことについても、どういう波紋が出るのかということについて、またしっかりと受け止めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

- ○山岡健一副議長 再質問はありませんか。
- 〇上村悦男議員 議長。
- 〇山岡健一副議長 上村悦男議員。
- **〇上村悦男議員** 市長から、私の再質問が通告にないというお話がありましたが、通告に合う、合わないの判断は、この場の責任者である議長がするものであって、首長、理事者がするべき ものではないと私は考えております。

最後にまとめをさせていただきますが、不登校児童生徒への支援については、令和元年10月25日付で通知されました、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること。2つ、不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること。これらを基本的な考え方として、学校及び設置者は、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組むとともに、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要です。また、保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援が得られるよう、必要な情報を整理し、提供するとともに、個々の状況に応じたきめ細かな温かい支援をしなければなりません。既に教育委員会では、これに応じてホームページなども改めていただいています。子供たちの学籍はそれぞれの自治体が作成し、小中学校9年間の義務教育期間は、各自治体が責任を持って教育をしなければならないわけですので、教育委員会が主体となり、学校や関係諸機関との連携を密に図りながら、教育の目標である人格の完成、自立ができるよう、今後も手厚い支援をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○渡部 豊議員 発言通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、奨学金返還についてお伺いします。

私たち公明党は、学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指してきました。1999年度には、公明党の提言を受け、第二種奨学金(有利子)が発足。一部の学生しか利用できなかった奨学金の貸与基準を緩和し、希望者のほぼ全員が借りられるようになりました。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構の貸与型奨学金は、学生の約3人に1人が利用するまでに制度が充実してきました。しかし、奨学金利用者にとって、返済を抱えての社会人としてのスタートは負担が大きい現状です。卒業後に若者の皆さんからよく聞くのが、「奨学金の返済が苦しい、負担が重い」という声です。

日本学生支援機構が毎年公表している令和3年奨学金の返済者に関する属性調査結果においても、「奨学金の返還の負担軽減について、具体的にどのような支援が必要か」という質問には、延滞者・無延滞者共に、「大学等を卒業した後の一定期間は、減額返還制度に係る収入基準を緩和」する支援が最も高い比率となったとあります。こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度は2015年から実施されています。一定期間の居住や継続した勤務などの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度で、昨年の6月時点で実施自治体は36都府県、615市区町村に上り、利用者も、2015年度から2021年度の累計で3万人を超えています。愛媛県では、愛媛県内産業を支える中核人材となる学生の愛媛県内定着及びUIJターン就職を促進するため、愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度を2018年から導入しています。また、愛媛県内の市町でも奨学金の肩代わり返還が実施されています。若者の移住・定住や地元就職の促進を図り、活力あるまちを目指して、宇和島市と新居浜市では、2016年から奨学金返済支援事業を運営されています。

そこで、1番目、奨学金返還支援制度については、これまでも内山議員も質問されていますが、企業・自治体が肩代わりする奨学金返還支援制度の本市の取組状況についてお聞きします。この制度の仕組みとしては、自治体と地元の産業界が基金を設置することを条件に、自治体が負担する金額の2分の1程度が国から特別交付税によって措置されることでスタートしましたが、公明党がこの制度の充実を青年政策2020の一つとして、当時の安倍首相に政策提言しました。その結果、2020年6月から制度が拡充され、市町村が制度を設ける場合、基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も、負担額の2分の1から、上限はありますが、全額に引き上げられました。さきの事例では、愛媛県では、制度に登録した愛媛県内企業において継続して就業した場合が支援の対象となり、今治市では、今治市内に居住し、就労している者を対象としています。こうした角度の違った支援の方法は多様な働き方の支援にもつながり、若者の負担軽減への選択肢が増えます。

そこでお伺いします。2番目、新たに、本市の状況に適した奨学金返還支援制度の導入は、 今治市が若い人の暮らしやすいまち、希望を持てるまち、さらには地域の活性化にもつながる ものであると考えますが、御所見をお伺いします。

次に、小中学校の水泳授業についてお伺いします。

2019年9月定例会の一般質問で、私から水泳授業のプールについて質問させていただきました。全国的に学校プールは老朽化が進んでいることなどの理由から、学校プールの在り方について見直しを進めている自治体が増えていること。他の自治体では、プールの老朽化による施設の維持管理や改修費用が課題となり、一部の小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールなどに委託していることなどを紹介させていただくとともに、教職員の負担軽減やプール使用時の安全性の確保が期待できるという内容でした。その際、理事者からは、児童生徒の移動時の手段や安全性の確保、あるいは、施設から遠い学校の場合は授業時間が短くなる問題、施設の受入体制などの課題等があるが、他市の事例なども調査研究し、民間委託や利用可能なプールの活用など、様々な角度から今後の水泳授業の方向性について検討するとの答弁をいただいております。

本市のプールは、老朽化が進んでいるものは、必要に応じて修繕して使用されていると思われますが、現状の施設数を今後も維持するとなると、プールの改修・更新などの財政需要の増加が避けられないと考えています。少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少などにより、今後、地域経済の縮小による税収減が想定される中、将来の人口動態や財政状況に合った持続可能なまちづくりを進めていくためにも、現状の施設数を見直す必要があると考えています。

こうした中、先月、松山市が12月定例議会の補正予算案を提出したうちに、小学校のプールの老朽化に伴い、来年度、モデル校を指定して、民間施設のプールで水泳の授業を行う費用が計上されています。記者会見の中でも、学校教育では、今後、多くの学校プールが更新時期を迎えます。モデル校でプールの授業に民間の施設や指導者を活用する実証を令和6年度中に行いますとの内容でした。そこで、全国的にも学校プールの老朽化対策が課題となっている中、本市でも、共同利用等による水泳授業について調査研究を進めているとは思いますが、現時点での今後の学校プールの在り方をどのように考えているのか、御所見をお伺いします。

次に、障がい者施策についてお伺いします。

聴覚障害者らと健聴者が連絡を取り合いやすくするため、パソコンやスマートフォンなど、ビデオ通話機能を通じて、このパネルのように、手話通訳者などの通話オペレーターが聴覚障害者と健聴者の間に入ってオンライン上で通話をサポートする電話リレーサービスがあります。同サービスの実現に、公明党の山本博司参議院議員も当事者の方々の声を聞き、強力に推進し、2021年7月から、24時間365日使える公共インフラとして整備され、活用が進んでいます。ちなみに、今年9月末時点で1万3,757人の方がサービス登録されています。電話リレーサービスによって店や病院などの予約を聴覚障害者自身ができるようになり、警察や消防などへの緊急通報機能が使えるとともに、聴覚障害のある方などの社会参画の支援にもつながるものです。そこで、1番目、聴覚障害者等による電話利用の円滑化のための公共インフラとしての電話

リレーサービスが運用されていることについて、本市の御所見をお伺いします。

さらに2番目、この制度について、1人でも多くの方に知っていただくことが大切だと思いますが、本市においての、市民や事業者への周知啓発の取組についてお伺いします。

3番目。同サービスの活用事例として、私の友人は、聴覚障害者が経営する理容店を利用するのに、LINEで事前に予約をしていたそうです。そういう中で、先月、店に行ったところ、店内に電話リレーサービスによる予約受付開始との表示があるのを見て、店主と筆談で会話をしたそうです。その内容は、今治市・越智郡聴覚障害者協会から勧められて同サービスの利用を始めて、カット予約に活用できるのではないかと考え、店主自らが案内文を作成して店内に掲示したそうです。これまで、LINEやメールによる予約受付は行ってきたが、お年寄りなど、LINEやメールを利用していないお客さんにも便利になると考えておられます。同サービスの導入に当たり、初期費用は無料だったが、利用開始後、電話をかけた人に通話料が発生することに憂慮されていたそうです。

今回の活用例は、聴覚障害者自身が提供するサービスを健常者が利用する際に活用できる点で、従来よりも可能性を広げる一歩踏み込んだ事例だと思います。しかしながら、サービス活用に当たっての利用者の通話料金負担や周知方法など、様々な課題があると思われます。障害者と健常者のコミュニケーションの壁をなくし、障害者の社会参加をさらに進めるために、2022年に策定された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律にのっとった施策の制定、実施という責務を果たす観点からも、国と自治体には早急かつ効果的な対応が求められるのではないかと考えておりますが、御所見をお伺いします。以上です。

〇山岡健一副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 渡部議員御質問の障がい者施策についてのうち、3番目、障がい者の社会参加をさらに進めるための、国と自治体による早急かつ効果的な対応について答弁させていただきます。

私はこれまで、自身のライフワークとして、障害のあるなしに限らず、また年齢、性別、国籍などに関わらず、個人の多様性が尊重され、全ての市民が自分らしく活躍することができる社会づくりを目指してまいりました。特に、障害者団体の皆さん、スポーツ団体の皆さんとは、前職でありました愛媛県議会議員の折から、スポーツ・レクリエーション活動や各種の交流会などを通じてコミュニケーションを深め、絶えず気づきと学びを繰り返しながら、様々な施策の提案、要望、実現にも取り組んでまいりました。市長に就任させていただいて、間もなく3年を迎えようとする中で、私はこうした社会参加の考えを明確にお示しするとともに、その思いを多くの市民の皆様と共有させていただくため、来年度を目途に、共生社会の実現を目指すための条例を制定すべく、鋭意準備を進めているところでございます。

また、国が策定している第5次障害者基本計画においては、その柱の一つに意思疎通支援の

充実が掲げられており、本市におきましても、現在改定作業を進める今治市障がい者計画において、障害のある方の円滑な情報の取得・利用・発信を基本体系の一つに位置づけ、障害のある方が感じられるコミュニケーションの壁をなくすための各種事業を検討しております。

こうした中で、できることから少しずつでも取り組んでいくとの考えの下、これまでに、視 覚に障害のある方に対しては点字広報や声の広報などを提供するほか、通知文などへの点字活 用を行っており、今後は、音声コードの活用も進めてまいりたいと考えております。

一方、聴覚にハンディキャップのある方に対しましては、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣などを実施しており、お話しの電話リレーサービスにつきましては、お店や病院などへの連絡を通訳オペレーターに仲介していただくという非常に有効なサービスの一つであると認識しております。しかしながら、現在、この電話リレーサービスの本市の登録者は約10名、愛媛県全体でも約90名にとどまっておりまして、その主な要因は、スマートフォンなどにアプリをインストールし、利用登録する必要があるため、不慣れな方や、新たなサービスがよく分からず、登録をちゅうちょされている方々が多いこと、利用料金が通常の通話利用の場合に比べて少し割高であることなどが考えられます。このため、聴覚障害者団体などからのお話も伺いながら電話リレーサービスの一層の周知を図るとともに、登録や利用のサポート体制の整備、利用料金の負担軽減などについて、早急に対策を打ち出したいと考えております。

障害の有無に関わらず、共に暮らせるインクルーシブな社会、全ての人に優しい今治の実現に向け、今後も様々な事業を積極的に展開してまいりますので、議員の皆さんにおかれまして、今回の渡部豊議員のような丁寧な通告による御提案、市民の皆様からの切実な声をしっかりとお届けいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

〇長谷部孝一健康福祉部長 渡部議員御質問の障がい者施策についての1番目、公共インフラ としての電話リレーサービスの運用について、2番目、市民や事業者への周知啓発の取組につ いてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の公共インフラとしての電話リレーサービスの運用についてでございます。

電話リレーサービスは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るための公共インフラとしての制度で、聞こえない、聞こえにくい方々の手話、または文字と、聞こえる方々の音声を、通訳オペレーターを介して、即時、双方向につなぐことのできるサービスとして、令和3年7月から提供されております。ふだんの会話や仕事上での電話、店舗への予約など、様々な場面で電話が可能となっており、聴覚に障害のある方にとっては大変有益なサービスであります。本市では、障がい福祉課に手話通訳者を1名配置しており、窓口で必要な方に対して、手話による対応を行っております。また、タブレットを利用した遠隔手話通訳やメッセージアプリによる対応も行い、誰もが円滑なコミュニケーションを図れるよう努めているところでございます。

さらに、電話リレーサービスは、聴覚に障害のある方と手話を使えない方が、いつでも、どこにいても、相互にコミュニケーションが取れるツールとして大変便利なものであり、24時間対応のため、緊急時には特に有効なサービスであると思っております。今後、利用拡大に向け、周知啓発に努めてまいりたいと考えています。

次に、2番目の市民や事業者への周知啓発の取組についてでございます。

現在、障がい福祉課の窓口に電話リレーサービスのパンフレットを備え、来庁される市民の皆様に周知を図っております。また、聴覚障害のある方が窓口へ来られた際や手話サロンにおいて、サービスの紹介など、情報提供をしているところでございますが、まだまだ市民の皆さん、また事業者等へは周知が十分に行き届いていない状況にございます。今後は、広報やホームページ、SNSなどの各種媒体を活用し、公共インフラとして、利用拡大に向け、積極的に周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

〇若宮 浩産業部長 渡部議員御質問の奨学金返還についてお答えいたします。

まず、1番目の奨学金返還支援制度の本市の取組状況についてでございますが、本市におきましては、地元雇用の促進を目的とした独自の支援策として、令和5年度より新たに今治市奨学金返還応援制度を創設し、実施いたしております。この制度は、愛媛県の中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度に登録し、従業員の奨学金返還を支援する企業に対し、1人当たり年間4万2,000円を上限に今治市が補助を行うものでございます。愛媛県の制度は最大で7年間、愛媛県と登録企業が奨学金の返還を支援し、返還期間も短縮されることで、従業員の負担軽減が図られる仕組みでございますが、11月14日現在、登録企業114社のうち、今治市内では、建設業や製造業を中心に16社にとどまっており、まだまだ少ないのが現状でございます。

本市といたしましては、愛媛県と今治市、地元企業の連携による人材確保策として、今後、 商工会議所、商工会などを通じて本市の応援制度を周知するチラシを配布したり、SNS等を 活用して企業や学生の登録者を増やし、若年層を中心とした人材の確保と定着につなげてまい りたいと考えております。

また、本市におきましては、先ほどの応援制度に加え、若い子育て世帯の奨学金返還を支援する取組として、さきの9月定例会で補正予算を計上し、若年出産世帯奨学金返還支援事業を実施しているところでもございます。この制度は、えひめ人口減少対策総合交付金を活用した取組で、子供が生まれたとき、夫婦共に29歳以下である方を対象に、奨学金返還に要する1年分の負担額について、助成対象者1人につき20万円、夫婦で最大40万円を支援するもので、出産後の奨学金返還を支援することで経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを目指すものでございます。

次に、2番目の市独自の奨学金返還支援制度の導入についてでございます。

多くの今治市内企業が人手不足に直面する中、優秀な若手人材を地域に確保することは、企

業の成長を牽引し、地域経済の持続的な発展につながるものであると考えております。その手法の一つとして、一次産業や起業・創業に挑戦する方など、多様な働き方を応援する観点からも、他市の事例も参考にしながら、本市の状況に適した奨学金返還支援の在り方について、引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

〇秋山直人副教育長 渡部議員御質問の小中学校の水泳授業について、私からお答えさせていただきます。

小中学校の水泳授業の必要性については、学習指導要領の中で、水難事故から身を守るなどの学習意図が示されております。現在、本市には小中合わせて40校ございますが、そのうち、プールを共同で利用している学校が、朝倉小学校、朝倉中学校ほか4校ございます。また、公営プールを利用する学校は、吉海B&G海洋センターを利用する吉海小学校ほか2校、多々羅しまなみドームを利用する上浦小学校ほか3校の計7校となっております。そのほか、自校プールを利用している学校についても、築40年以上経過している施設の割合が約8割を占めるなど、今後、老朽化による漏水等が発生した場合には、修繕・改修が可能かどうかの判断を求められることとなります。

老朽化したプールへの対応策につきましては、令和元年9月議会において議員から御質問をいただきましたが、プールの修繕による施設の存続、施設を廃止して近隣校への集約、公営プールの利用といった従来の対応策に加え、民間のプールの利用という選択肢を加えて研究を重ねてまいりました。その中で、民間プールを利用する場合には、移動時間や移動方法、またスイミングスクールの指導者の活用による教員の負担軽減など、効果的な取組について、引き続き検討してまいります。学校現場から、プールの存続・更新を望む声もございますが、利用期間が年間で1か月程度と短いことや、施設の維持・更新に多額の費用を要することから、今後、大規模な改修が必要となる場合には、学校プールの在り方を学校単位で個別に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山岡健一副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

- 〇渡部 豊議員 議長。
- 〇山岡健一副議長 渡部豊議員。
- ○渡部 豊議員 大変建設的な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

市長からは、今回、来年度の共生社会への条例制定についても大変重要な御発言もいただきました。本当にありがとうございます。また、御答弁の中でも、サービスの仕組みや利用方法、また登録手続の説明や、希望される方に登録をサポートするという、そういう丁寧な御答弁もいただきまして、本当に心強く聞いておりました。

ただ、今回、私自身、この電話リレーサービスを質問させていただくことにおいて、勉強もさせていただきました。本当に、今回のこの制度というのは、即時、双方向の会話が可能になるということで、今までの施策とは全く違ったものだなということを改めて感じております。ただ、これを利用するに当たりまして、オペレーターが仲介役になるんですけれども、我々のところに、ある日突然、オペレーターから電話がありまして、何々さんから電話かかってきますというときに、非常に困惑する場合があると思います。私自身がそこでぱっと切る場合もある、そういう事例も聞いておりますので、健常者にも、障害をお持ちの方にもしっかりと周知していただきたいということを思っております。

また、奨学金の返済制度につきましては、今回、NHKの朝ドラでも有名になりました牧野富太郎の出身地であります高知県佐川町では、移住・定住を促進するために、令和4年度より奨学金の返還に助成金を交付しております。当初、佐川町は10名募集していたところを、23名申込みがあったそうです。予算的にも十分対応できるということで、23名全員の方を対象にして、この若者が佐川町に新たに住むことになったそうです。こういう先進地の事例もまたしっかりと調査研究もしていただきまして、今後の対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。大変ありがとうございました。